様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年1月15日  　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃえいじーえすこんさるてぃんぐ  一般事業主の氏名又は名称　株式会社ＡＧＳコンサルティング  （ふりがな）ひろわたり　よしひで  （法人の場合）代表者の氏名　廣渡 嘉秀  住所　〒100-0004　東京都千代田区大手町１丁目９番５号  大手町フィナンシャルシティノースタワー  法人番号　5010001011775  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに向けた取り組み | | 公表日 | 2024年12月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ上「会社情報（宣言・方針）」ページ「DXに向けた取り組み」に以下記載にて公表。  <https://www.agsc.co.jp/cms/wp-content/uploads/2024/12/ags_dx_20241216.pdf>  「DXに向けた取り組み」１ページ：DX経営ビジョン、DX経営ビジョンを実現するためのビジネスモデル | | 記載内容抜粋 | DX経営ビジョン  ■企業経営の方向性  当社は、「クライアントファーストの価値観」を軸に、DX戦略を推進することで、「顧客価値の創造」と「顧客、自社およびステークホルダーの持続的成長」を実現します。  DX経営ビジョンを実現するためのビジネスモデル  ■情報処理技術の活用の方向性  １．顧客への提供価値の向上  デジタル技術を導入し、現場から得られるデータとノウハウを活用することで、顧客の要望や課題をより深く理解し、サービス品質を向上するとともに、顧客に新たな価値を提供します。  ２．業務の効率化  業務におけるデジタル技術の活用を図り、業務効率の向上を推進します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された中期経営計画書及び単年度経営計画書に基づいた内容によって作成しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに向けた取り組み | | 公表日 | 2024年12月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ上「会社情報（宣言・方針）」ページ「DXに向けた取り組み」に以下記載にて公表。  <https://www.agsc.co.jp/cms/wp-content/uploads/2024/12/ags_dx_20241216.pdf>  「DXに向けた取り組み」２ページ：AGSのDX戦略 | | 記載内容抜粋 | AGSのDX戦略  当社では、顧客への新たな価値提供を目指す「価値創造プロセス改革」と、業務の効率化を図る「業務プロセス改革」の両面から、デジタル改革に取り組みます。  戦略１価値創造プロセス改革  　取り組み①クライアントの潜在的な経営課題の発見と　新たな価値の提供  ・CRM、ファイルサーバなどで個別管理されている、顧客データの統合と品質向上を実現します。  ・統合された顧客データを分析・活用し、サービスの高付加価値化や顧客体験の向上に資するナレッジ基盤を構築します。  戦略２業務プロセス改革  　取り組み②経営管理プロセスのデジタル化による効率化  ・社内の各種データを連携し、高度な経営情報の可視化や意思決定の迅速化を実現します。  ・新たな稼働管理システムを導入することにより、時間管理を高度化し、プロジェクトごとの採算管理を強化します。  　取り組み③営業プロセスのデジタル化による効率化  ・SFAを導入することにより、営業データの一元管理を実現し、営業プロセスの可視化に関わる業務効率の向上を目指します。  ・統合された営業データの分析を通して、営業プロセスを最適化し、受注率の向上を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された中期経営計画書及び単年度経営計画書に基づいた内容によって作成しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「DXに向けた取り組み」３ページ：DX戦略を推進するための体制･組織および人材の育成･確保 | | 記載内容抜粋 | DX戦略を推進するための体制･組織および人材の育成･確保  ■体制・組織、目指すDX人材像  経営トップがDX推進の執行総括責任者として変革にコミットし、DX委員会を組織します。DX委員会には、DX推進に必要なリーダーシップやノウハウを備えた「DX推進リーダー人材」を配置し、実務面 の専門家となる「DX推進人材」の育成と確保を行いながら、全従業員のITリテラシー向上を加速します。  【目指す人材像】  1.DX推進リーダー人材（＝DX委員会メンバー）  ・全社の経営・業務・システムの課題を把握し、外部IT企業と適切に連携できる高度なITリテラシーを有する人材  （役割：DX推進の全体管理、個別プロジェクトの指導）  2.DX推進人材（＝ICT部、SC事業部メンバー）  ・経営・業務・システムの分析を行い、課題の　抽出と適切な解決策の提示を行える人材  3.ITツール活用人材（＝全AGSメンバー）  ・クラウドサービスなどのITツールを活用し、自らの業務の中で業務を改善できる人材  ---  情報発信（＝広報・メディアチーム）  ※2022年度よりDX委員会、SC事業部、2023年度より（社長直轄）広報・メディアチームを新設  ■人材育成・確保の具体的な方策  1.DX推進リーダー人材  ・DX関連資格（高難易度）の取得・外部企業との人材交流（情報交換会など）  2.DX推進人材  ・DXプロジェクトへの参画・社外講座の受講（外部企業による当社向け研修など）・社内各種分科会への参加・DX関連資格の取得  3.ITツール活用人材  ・イノベーションコンテストへの参加（AI活用コース、生産性向上コース）・社内研修への参加・業務へのITツールの積極的な活用 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「DXに向けた取り組み」４ページ：ITシステム･デジタル技術活用環境の整備 | | 記載内容抜粋 | ITシステム･デジタル技術活用環境の整備  当社では「価値創造プロセス」と「業務プロセス」の改革を推進するため、以下の予算を確保し、社内システムやデジタル技術活用環境の整備を、中長期的な観点から推進しています。  ■ユーザーPC環境の整備  ■セグメントポータルの活用  ■CRMの構築、既存データベースとの統合　※DX戦略 取り組み１  ■BIの導入　※DX戦略 取り組み２  ■SFAの導入　※DX戦略 取り組み３ |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに向けた取り組み | | 公表日 | 2024年12月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ上「会社情報（宣言・方針）」ページ「DXに向けた取り組み」に以下記載にて公表。  <https://www.agsc.co.jp/cms/wp-content/uploads/2024/12/ags_dx_20241216.pdf>  「DXに向けた取り組み」４ページ：戦略の達成度を測る指標 | | 記載内容抜粋 | 戦略の達成度を測る指標  戦略の達成度を測るため、週次経営会議や半期事業計画会議、取締役会への定期的な報告を行うとともに、DX委員会を中心に評価、対策の検討、必要に応じてアクションの見直しを行っています。  戦略に対する指標を以下として定め、公表しています。  ●クロスセル関連売上高  ●既存クライアントへの提案数  （補足）戦略と指標との関連性等について  データ活用を組み込んだ戦略１の取り組み①を通し、顧客DBの活用による既存クライアントへの提案数の増加、クロスセル関連売上高の増加を目指します。  また、戦略２の取り組み③を通し、受注率の向上を目指すことも、指標であるクロスセル関連売上高の増加に関連しています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年12月18日 | | 発信方法 | 当社ホームページ上「会社情報（宣言・方針）」ページ「DXに向けた取り組み」に以下記載にて公表。  <https://www.agsc.co.jp/cms/wp-content/uploads/2024/12/ags_dx_20241216.pdf>  「DXに向けた取り組み」５ページ：経営者DX推進メッセージ | | 発信内容 | 当社は、創業以来50余年にわたり、クライアントのビジネスや立場、気持ちを可能な限り理解し、専門家として考え、経営に必要なソリューションを積極的に提案・実行する真の「クライアントファースト」の姿勢を貫いてまいりました。  世の中では、新たなテクノロジーが次々と浸透し、新型コロナウイルスを経験した世界では、働き方やライフスタイル、さらには価値観そのものに大きな変化が生じています。そのような中、私たちは変化を受け入れ、迅速かつ柔軟に適応していかなくてはなりません。  このような環境下で企業価値を向上し、持続的な成長を遂げるためには、自社のDXを推進して経営をシンカさせる必要があります。当社ではDX経営を通じて、これまで蓄積したノウハウや経験をデータと融合させ、新たな価値を創造することで、クライアントにより高品質で革新的なサービスを提供してまいります。  時代がどれほど移り変わろうとも、クライアントに寄り添い、一番身近で「頼れる存在」として対応させていただき、ステークホルダーの皆さまが成長し豊かになっていくためのパートナーであり続けてまいりたいと思います。今後とも、当社の取り組み状況およびクライアントに有用な情報を継続的に発信してまいります。  株式会社AGSコンサルティング  代表取締役社長 廣渡嘉秀 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年11月頃　～　2024年11月頃  ・2021年１月　第５期中期経営計画実行  ・2021年５月　DX委員会設置  ・2022年７月　DX推進指標自己診断結果提出  ・2023年12月　DX推進指標自己診断結果提出  ・2024年11月　DX推進指標自己診断結果提出 | | 実施内容 | 中期経営計画を基点とし、代表取締役副社長（当時）を委員長としたDX委員会を設置し、DX戦略及びアクションプランの審議・調整を実施。また、DX推進指標を活用し、ベンチマーク分析および定期的なモニタリングを実施中。  ・第５期中期経営計画において、DX委員会の設置及びプラットフォーム投資の方針を策定。  ・経済産業省「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより自己診断結果を提出。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2007年7月頃　～ 継続実施中  ・2007年４月　機密情報管理規程施行  　以後、継続的に改訂を行うとともに、規程に基づく定期的な教育、社内監査等を実施。  ・2022年７月　SECURITY ACTION自己宣言  ・2024年７月　AI基本方針施行  ・2024年７月　生成AIに関するガイドライン施行 | | 実施内容 | 情報セキュリティの規範となる、機密情報管理規程、機密情報管理ガイドラインを制定するとともに、情報セキュリティ対策に関する自己宣言を行い、従業員等への継続教育と環境整備を実施。  ・機密情報管理委員会の設置  ・定期的な情報セキュリティ教育  ・【SECURITY ACTION自己宣言】IPAが推進し、中小企業自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度である「SECURITY ACTION」に基づき、自己宣言（二つ星）を実施。  当社ホームページ上「会社情報（宣言・方針）」ページ「情報セキュリティ方針」にて掲載。  <https://www.agsc.co.jp/about/policy/security/>  ・業務で生成AIを利用する際、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害する可能性があるため、AIの適正な利用を促進する目的で、AI基本方針、生成AIに関するガイドラインを制定。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。